

大和市マスコットキャラクターの利用に関する取扱要領

大和市マスコットキャラクター取扱要綱（平成5年8月16日施行）の一部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要領は、C I 推進の一環として採用し、まちづくりのさまざまな分野で活用することで市民の福祉の向上に資するために制定した本市が著作権を有するマスコットキャラクター（ふれあいの精、緑の精、花の精、水の精）の利用に関する取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（利用の許諾）

第2条 市長は、著作権法に基づいて、マスコットキャラクターを利用しようとする者に対し、その利用を許諾することができる。

2 利用を許諾する期間は、利用許諾日から起算して2年を経過した日以後の最初の3月31日までを限度とする。

（利用許諾申請）

第3条 市長は、前条の許諾を行う場合は、マスコットキャラクターを利用しようとする者から、大和市マスコットキャラクター利用許諾申請書（第1号様式）の提出を受けるものとする。

（利用許諾に係る基準）

第4条 市長は、前条の申請があつたマスコットキャラクターの利用について、次のいずれにも該当しないと判断する場合に限り、マスコットキャラクターの利用を許諾するものとする。

- (1) 大和市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがある場合
- (2) 法令等に違反するもの又は違反するおそれがあるものに利用する場合
- (3) 公共性を損なうもの又は損なうおそれのあるものに利用する場合
- (4) 公の選挙又は投票の事前運動に関するものに利用する場合
- (5) 宗教の布教推進を主目的としたものに利用する場合
- (6) 政党などの政治団体や個人が政治活動に利用する場合
- (7) 大和市が特定の個人、団体及び企業を支援し、又は公認しているような誤解を与え、若しくは与えるおそれがある場合
- (8) 公序良俗に反するものに利用する場合
- (9) 個人又は法人の名刺広告に利用する場合
- (10) 前各号に掲げるもののほか、マスコットキャラクターの利用が市民の福祉の向上に資することにならないと市長が認める場合

（利用許諾等の通知）

第5条 市長は、マスコットキャラクターの利用を許諾するときは、大和市マスコットキャラクター利用許諾通知書（第2号様式）を交付する。

2 市長は、マスコットキャラクターの利用を許諾しないときは、大和市マスコットキャラクター利用非許諾通知書（第3号様式）を交付する。

（利用の協議）

第6条 前3条の規定にかかわらず、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び市議会がマスコットキャラク

ターを利用しようとする場合は、大和市マスコットキャラクター利用協議書（第4号様式）を大和市マスコットキャラクターを所管する課に提出し協議することで、許諾等に係る手続きに代えるものとする。この場合においては、第2条第2項の規定は適用しない。

（利用の条件等）

第7条 市長は、マスコットキャラクターの利用の許諾を行う場合は、マスコットキャラクターの利用者に対し次に掲げる条件を付すものとする。

- (1)マスコットキャラクターの著作権表示（©1993 YAMATO CITY）を行うこと。
- (2)マスコットキャラクターのイメージが損なわれないように、利用許諾の内容並びに著作権法、著作権法施行令及び著作権法施行規則に従って適正に利用し、又は管理すること。
- (3)許諾を受けた内容を変更しようとする場合は、改めて利用許諾申請を行うこと。
- (4)住所（所在地）又は氏名（名称）を変更した場合は、速やかにその旨を市長に届けること。

（許諾に係る権利の譲渡又は転貸）

第8条 市長は、マスコットキャラクターの利用者が、利用許諾に基づく権利を第三者に譲渡すること及び転貸することを承諾しない。

（利用の中止及び利用許可の取消）

第9条 市長は、マスコットキャラクターの利用者が、マスコットキャラクターを不適當に利用した場合及びこの取扱要領の規定を遵守しない場合、マスコットキャラクターの利用を中止させ、又は利用許諾を取り消すことができる。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領による改正後の第2条第2項の規定は、この要領の施行の日以後に申請された利用許諾申請について適用し、同日前に申請された利用許諾申請については、なお従前の例による。

第1号様式（第3条関係）

大和市マスコットキャラクター利用許諾申請書

年 月 日

大 和 市 長 あて

大和市マスコットキャラクターの利用の許諾を申請します。

1 利用する目的

2 利用するマスコットキャラクターの種別 （該当するものを○で囲む）

ふれあいの精（愛称やまところん） 緑の精（愛称やまともつく）

花の精（愛称やまとかのん） 水の精（愛称やまともみずべー）

3 利用する形態 （印刷物に利用する場合は印刷枚数を記載してください）

4 利用する期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

5 利用の場所 （固定して利用する場合）

6 申 請 者

住所（所在地）〒

氏名（名称）

電話番号

〈法人が申請する場合等〉

担当者名

7 添付資料（印刷物の場合は見本。固定して利用する場合は写真を添付してください）

第2号様式（第5条第1項関係）

大和市マスコットキャラクター利用許諾通知書

許諾No. _____

年 月 日

様

大 和 市 長

年 月 日付けで申請がありました大和市マスコットキャラクターの利用について次のとおり許諾します。

1 利用する目的

2 利用するマスコットキャラクターの種別 （該当するものを○で囲む）

ふれあいの精（愛称やまところん） 緑の精（愛称やまともつく）

花の精（愛称やまとかのん） 水の精（愛称やまともずべー）

3 利用する形態

4 利用する期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

5 利用の場所 （固定して利用する場合）

6 許諾にあたっての条件

- (1) マスコットキャラクターの著作権表示（©1993 YAMATO CITY）を行うこと。
- (2) マスコットキャラクターのイメージが損なわれないように、利用許諾の内容並びに著作権法、著作権法施行令及び著作権法施行規則に従って適正に利用し、又は管理すること。
- (3) 許諾を受けた内容を変更しようとする場合は、改めて利用許諾申請を行うこと。
- (4) 住所（所在地）又は氏名（名称）を変更した場合は、速やかにその旨を市長に届け出ること。

第3号様式（第5条第2項関係）

大和市マスコットキャラクター利用非許諾通知書

年 月 日

様

大 和 市 長

年 月 日付けで申請がありました大和市マスコットキャラクターの利用については、許諾しないこととしましたので、お知らせします。

（許諾しない理由）

大和市マスコットキャラクター利用協議書

年 月 日

あて

課長

大和市マスコットキャラクターの利用を協議します。

- 1 利用する目的
- 2 利用するマスコットキャラクターの種別 （該当するものを○で囲む）

ふれあいの精（愛称やまところん） 緑の精（愛称やまともつく）

花の精（愛称やまとかのん） 水の精（愛称やまともみずべー）

- 3 利用する形態 （印刷物に利用する場合は枚数を記載してください）

- 4 利用する期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

- 5 利用する場所 （固定して利用する場合）

- 6 連絡先

担当者名

電話番号

- 7 添付資料（印刷物の場合は見本。固定して利用する場合は写真を添付してください）